

特定粉じん作業特別教育講習会のご案内

さて、『粉じん障害防止規則』及び『労働基準局長通達』により、事業主は、適切な作業環境管理の推進と、職業性疾病（じん肺）発生防止のため、粉じん作業者に対し標記教育をすることになっております。

事業者は、危険又は有害な業務で、法定で定めるものに労働者をつかせる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育が必要です。

(注) 粉じん作業には、土石、岩石、鉱物、金属、ガラス、けいそう土、石綿等を取り扱う作業のほか『研削といし』を使用する作業及び『アーク溶接作業』等も含まれます。

- 開催日 ②2024年 9月 13日 (金) (受付11:50 ~)
いずれも講習時間 12:00~16:45
- 開催場所 博多中央港湾福祉センター 博多区沖浜町4-30
- 受講料 会員 8,580円 (受講料 7,700円 + テキスト代 880円)
一般 10,780円 (受講料 9,900円 + テキスト代 880円)
※消費税については、別紙で確認下さい。
- 申込方法
 - 受講申請 「特定粉じん作業特別教育受講申請書」に記入の上、講習会の2週間前までに下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。
 - 証明写真1枚 (上三分身無帽、無背景、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm) 写真の裏に氏名をご記入下さい。
 - 自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー
 - 申請書送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12
福岡東労働基準協会 (TEL 092-943-0321)
 - 振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

福岡銀行	古賀支店
普通預金	口座番号 1451941
名義	福岡東講習会事務局
- 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付致します。
- その他
 - 受講票は、FAXで送信致します。1週間前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
 - 既納の受講料は原則として返金致しませんので、当日受講出来ない場合は代替者を派遣していただきますようお願い致します。(その際は改めて受講申請書が必要です)
 - 日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX 092-943-0321

特定粉じん作業

受講料・テキスト代・福岡東労働基準協会へ問い合わせてください

	受講料(税込)		テキスト代(税込)		合計(税込)
	受講料	消費税	テキスト代	消費税	
会員	4.5H (1日間)	7,000	700	800	¥8,580
非会員	4.5H (1日間)	9,000	900	800	¥10,780

◆申し込み、振り込みの手続き◆

申し込み及び受講料等のお振込みは福岡東労働基準協会へ手続きして
ください。

※学科のみ4.5h

「粉じん作業」特別教育受講 申請書・証明書

事業場所在地	〒 —				
ふりがな					
事業場名					
連絡先	TEL	FAX	担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所		※受講番号	備考欄
	年 月 日	〒 —		※修了証番号	
	年 月 日	〒 —			
	年 月 日	〒 —			
	年 月 日	〒 —			
講習内容	粉じん作業者に係わる業務				
講習年月日	2024/9/13				
会場	博多中央港湾福祉センター 博多区沖浜町4-30				
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2024/9/13 福岡東労働基準協会会長 印				

- ◆ ※の箇所は記入しないで下さい。
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101
 福岡県古賀市天神1-9-12
 TEL・FAX: 092-943-0321